

## 令和2年第三回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和2年9月7日（月曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第54号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約
- 第 3 議案第55号 令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事請負契約
- 第 4 議案第56号 小中学校タブレット等購入契約
- 第 5 認定第 1号 平成31年度八丈町水道事業会計決算認定について
- 第 6 認定第 2号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第 7 認定第 3号 平成31年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第 8 発議第 1号 八丈町消防委員会委員の選任について
- 第 9 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
- 第10 常任委員会委員の選任について
- 第11 議会運営委員会委員の選任について
- 第12 総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第13 経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について
- 第14 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

---

### 出席議員（13名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	7番	小川一君
8番	山下巧君	9番	岩崎由美君
10番	金川孝幸君	11番	廣江才君
12番	小澤一美君	13番	浅沼憲春君

14番 奥山幸子君

欠席議員（1名）

6番 菊池良君

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公営企業 管理者	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
消防長	菊池邦彦君	総務課長	奥山拓君
企画財政 課長	笹本博仁君	税務課長	福田高峰君
福祉健康 課長	奥山勉君	建設課長	瀬筒国治君
課長補佐 (建設課)	八洲進君	産業観光 課長	高野秀男君
企業課長	菊池正勝君	病院 事務長	高橋太志君
教育課長	菊池良君	会計課長	田村久美君
代表 監査委員	浅沼拓仁君	建設課 管財係長	浅沼晶君
企業課 係長	岡野豊広君	病院 事務局 管理係長	菊池祐介君

---

事務局職員出席者

事務局長	和田一宏君	局長補佐	菊池拓君
書記	浅沼亜希君	書記 (録音)	山本良太君

---

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、令和2年第三回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に、1番、2番議員を指名いたします。

---

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、議案第54号 中道伊郷名線道路改良工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） おはようございます。

書類番号の7をお願いいたします。

議案第54号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

上記議案を提出する。

令和2年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。記。

- 1、契約の目的。中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）。
- 2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金1億3,310万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町三根418番地1、菊次建設株式会社、代表取締役、菊池 究。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 資料のほうを1枚おめくりください。

中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）の施工内容につきましては、資料の右側の四角の中に書いてあるとおりです。

施工内容。アスファルト舗装工217平米、U形側溝工52.0メートル、舗装止工40.4メートル、のり面改修が今回2箇所ありまして、どちらもロックボルト併用の吹きつけ枠工となっております。ロックボルトにつきましては292本。吹きつけ枠が927.0メートル。枠内の厚層基材吹きつけ工が474平米となっております。

説明は以上です。

よろしく願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません。直接の今回の工事とはちょっと違うかもしれませんが、これは私の記憶だと、子供の頃からずっと、この中道伊郷名線って造ったり壊れたり、ずっとしているような感じがするんですけども。

坂上に住む人間にとっては、台風が来たときに、横間が風で通行止めですと、登龍峠は崖崩れの心配があるので通行止めですと。そうしたら、坂下に逃げるときには、この道が大変重要になると思うんですね。

だからこそ今回もこの50メートルかそこらで1億3,000万円という恐ろしい金額で、施工するんでしょうけれども、完成年度と、例えばこれは今も九州のほうに来ていますが

大風が、台風が来たときに実際ここを、現在、避難路として使えるのかどうか、ちょっと教えてください。

完成年度と、現在、避難路として使えるのかということです。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 完成年度につきましては、今のところ令和7年度完成を目指して施工を進めております。

実際、避難路として使えるかどうかにつきましては、ちょっと状況にもよりますけれども、横間の道路が止まるか止まらないかということも含めて、支庁と協議をして決定をしております。

○議長（奥山幸子君） 5番議員さん、いいですか。

5番。

○5番（沖山恵子君） 使えるかどうかというのは、協議して通していいかどうかということもあるんでしょうけれども、普通には通れるんですか。例えば、この工事期間中は通れませんかよとか、何かあるんですか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 工事期間中につきましては、通行止めの措置を取らせていただいております。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第54号 中道伊郷名線道路改良工事（坂下工区）請負契約は、原案どおり可決いたしました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、議案第55号 令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第55号 令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和2年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いします。

令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事請負契約。

令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的。令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事。

2、契約の方法。指名競争入札による契約。

3、契約金額。金5,038万円。

4、契約の相手方。東京都八丈島八丈町大賀郷1421番地。有限会社おくやま建設、代表取締役、奥山善男。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、建設課長が説明いたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） それでは、資料を1枚おめくりください。

今回は八蔵団地の8号棟と集会所の改修工事でございます。具体的には資料に示してある網かけの部分が施工対象の施設となっております。

こちらの工事は、平成24年度に策定いたしました公営住宅等長寿命化計画に基づいて行うもので毎年、順次改修工事を行っております。

施工規模につきましては、左側の四角の中に書いてあるとおりです。3階建ての床面積、8号棟の床面積につきましては、711.42平米。屋根、ベランダ防水改修工事、外壁補修、塗装改修工事、雨戸改修工事となっております。

また、集会所につきましては、延べ床面積が74.60平米。こちらも屋根防水改修工事と外壁塗装改修工事となっております。

説明は以上です。

よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） すみません。ちょっとお聞きしたいんですけども、この団地の集会所というのは、どれくらいの頻度というか、使われているのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） ちょっと頻度については確認しないと分かりませんが、使われていると思います。

（「使われている」「はい」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ほかに答えられる方。

9番。

○9番（岩崎由美君） 今の使われていると思いますということなんですけれども、これだけ公金を投じて直す以上、やはりどのぐらい利用されているかとか、町営住宅としての集会所なのか、特に町営住宅で集会所があるところって、私あまりよく分からないんですけども、ないんじゃないかなど。

どういう機能をこの集会所に持たせて、どのぐらいの頻度で使われて、住民がどのぐらいこれを活用されているかということが分からないと、ただ直しますということだけでは、やはりちょっと不明確、不明瞭かなと思うんですが、その辺をお願いします。

○議長（奥山幸子君） 建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 確認してご報告させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 副町長、何かありますか。

○副町長（山越 整君） ないです。

○議長（奥山幸子君） ありませんか。

では、調べて後で報告ということによろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第55号 令和2年度ストック総合改善事業八蔵団地8号棟、集会所改修工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、議案第56号 小中学校タブレット等購入契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（笹本博仁君） ただいまの次のページになります。

議案第56号 小中学校タブレット等購入契約。

上記議案を提出する。

令和2年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

小中学校タブレット等購入契約。

小中学校タブレット等購入のため、下記のとおり購入契約を締結する。

記。

1、購入の目的。GIGAスクール構想及び、緊急時においても学びを保障できる環境の実現に向け、文部科学省の令和元年度補正予算事業である「公立学校情報機器整備費補助金」を活用し、学習者用タブレット型端末を整備する。併せて、教職員用タブレット型端末、電子黒板等を整備する。

2、契約の方法。随意契約。

3、契約金額。金7,389万5,470円。

4、契約の相手方。東京都立川市曙町1丁目31番地2号、株式会社N T T ドコモ多摩支店、支店長、長谷川伸也。

支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めます。

内容につきましては、教育課長が説明いたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

小中学校タブレット等購入内訳書ということでございまして、NEC Chromebook Y2、これは端末でございます。612台、小・中学校の生徒と教員に配備いたします。それから、教員用カメラ27台、教員用マイク27台、モニター（55インチ）タッチ機能つきということで、これは全小・中学校6校の普通教室に配備いたします。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） すみません。これは3月に見せていただいたものと同じものですか。

キーボードつきというか、同じものでしょうか。それとあと、実際いつから児童・生徒たちが使えることになるのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 3月にお見せしたものと同じものではでございますけれども、さらに機能が追加されてございまして、LTE通信といたしまして、スマホの通信でも使える機能が、最初Wi-Fiの機能しかなかったんですけれども、LTE、普通にスマホの、電話の電波を使っての通信も可能という機種に変更いたしまして、使える時期なんですけれども、今の予定では9月中に納品していただいて、それ以降は早急に使えるようにしたいと思っております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

10番。

○10番（金川孝幸君） 通常のスマホと同じように使えるということなんですけれども、これはSIMカードも入っていて、即通信に対応できるということでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 通信費用は別契約になるんですけれども、SIMカードは入っております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） これは即契約するということでしょうか。それとも例えば学校が休校になったとき、随時契約するということでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） これはもう契約いたします。契約いたしますというか、もう、契約します。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） その通信費用がこれには含まれていないんですよね。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 通信費用は別契約なんですけれども、もともと予算を確保しておりますので、使い始めと同時に使えるようになっております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 概算で構いませんけれども、どれぐらいの金額になるのか、年間で教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 最初、モデル的に調査したら、御蔵島ですとか、そういうのがやっていて、そこが1人当たり2,500円というお話でしたけれども、今回、島嶼町村間での共同購入ということで、通信費用はその3分の1ほどで、年間1,000万円前後の通信費を見込んでおります。

○議長（奥山幸子君） ほかによろしいですか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第56号 小中学校タブレット等購入契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第5、認定第1号 平成31年度八丈町水道事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 書類番号8をお願いいたします。

認定第1号 平成31年度八丈町水道事業会計決算認定について。

令和2年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成31年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

まず、初めに管理者のほうから概要を申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木眞理君） それでは、私のほうから水道事業決算認定のところでございますけれども、31年度の水道、バス、病院、企業3会計の決算認定をお願いするに当たりまして、先に3会計の概要をご報告申し上げたいと思います。

資料等は特にごございません。後ほど、決算資料等をご確認いただければと思います。

各会計におきましては、経営的には依然といたしまして厳しい状況が続いており、一般会

計からの基準内及び基準外の繰入れによりまして、均衡を保っているところでございます。そのような中、年明けの令和2年になってから、新型コロナウイルスの発生によりまして、これが各会計の経営を一層厳しくしているものと感じているところでございます。

個別の会計の概要でございますけれども、まず水道事業につきましては、人口減少等に伴い給水人口も前年比で100名ほど減少しております。それらの影響によりまして、有収、お金を取るところでございますけれども、有収水量のほうも減少し、水道収益が700万円ほど減少してございます。今後も給水人口の減少というのは続くものであり、今後の収益にも影響が懸念をされているところでございます。

大規模事業でございます大川浄水場の改修につきましては、用地購入や基本設計を実施してございます。今後も年次計画に沿って進めてまいりたいと考えているところでございます。

水道事業につきましては、引き続き安心して使っていただける水の提供に努めてまいりたいと思います。

次に、バス事業でございますけれども、これまで好調であった貸切りバスが秋の台風や新型コロナウイルスの関係によりまして、前年比で200回以上減少してございます。これに伴いまして、金額でいいますと約1,700万円の減ということになりました。

一方、乗り合い路線バスにつきましては、金額的には前年並みというところなんですけれども、利用者が前年比で5,000人近く増加してございます。

また、バスパのほうも700枚ほど増加しているということで、かなりプラスになっているということでございます。そういったところで、我々といしましては、免許を返した高齢者の方であったりとか、観光客の方、こういった方の利用が、路線バスについては多くなっているのかなと感じているところでございます。

また、昨年におきましては、路線バスにつきましては、住民の皆様のお声も踏まえまして、末吉からの最終回送バス、これを利用できるようにいたしました。

バス事業につきましては、引き続き利用者増に向けまして検討するほか、効率的な運行に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、病院事業でございますけれども、やはり医療スタッフの確保が課題でございます。本当に非常に苦勞しているところでございます。特に、昨年度は小児科医の常勤医が不足しているということもございまして、各方面に影響があったのではないかと考えてございます。

入院収益のほうでございますけれども、4,500万円ほど増加しました。しかしながらこれは施設基準に伴う診療報酬の関係でございまして、特に大きな何かがあったということでは

ございません。

入院患者数につきましては、前年比で300名ほど減少してございます。病床利用率につきましては、49.7%ということで半分ぐらいの病床利用率となっております。

外来収益のほうは、1,700万円ほどの減収というところでございます。患者については全体では前年比で300名ほど減少となりました。やはり小児科外来のほうが大きく減少しているほか、新型コロナウイルスの関係で3月になりましてから、リハビリの患者さんを一時ストップさせていただいたというところもございまして、そういったことが影響しているのかと思っているところでございます。

病院事業につきましては、医療スタッフの確保を最優先課題としながら、病院運営に取り組んでまいりたいと考えているところであります。そういったところなんですけれども、現在薬剤師さんの確保に我々大変苦勞してございます。我々といたしましても、最大限手を尽くしているところなんですけれども、やはり採用に至ってございません。ぜひ、議員の皆様からも町立八丈病院で薬剤師さんを募集しているということを、広く周知していただければ幸いです。ぜひ、よろしく願いいたします。

ということで、最後にお願いになってしまいましたけれども、概要報告とさせていただきます。

この後は、水道事業の認定につきまして、課長のほうからご説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、水道事業会計決算書のほうをお願いいたします。

1枚めぐりまして、水の1ページのほうをお願いいたします。

平成31年度八丈町水道事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額でございますけれども、4億8,405万7,734円でございます。内訳といたしまして、第1項営業費用2億7,037万9,495円でございます。こちら30年度と比較いたしまして、先ほど管理者が申し上げたように、有収水量が4万7,038立米減少いたしまして、水道使用料金につきましては、消費税抜きで647万5,000円ほど減額となっております。

第2項営業外収益、決算額でございますけれども、2億1,362万6,186円で、この中身につきましては、簡易水道事業に係る企業債の償還金利子、職員の基礎年金拠出金、児童手当の公営企業繰出基準内の一般会計補助金、生活保護者、高齢者、漏水等の水道料免除及び赤字補填に係る公営企業繰出基準外の一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益でござ

います。

第3項特別利益でございますけれども、5万2,053円は、過年度の水道料金修正益でございます。

次に、収益的支出の決算額のほうでございますけれども、決算額につきましては4億5,130万391円となっております。内訳ですが、第1項営業費用4億2,404万8,283円、これは職員の人件費、施設の維持管理費、減価償却費、固定資産の除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用2,720万55円、こちらにつきましては、企業債の利息、消費税納付額でございます。

第3項の特別損失5万2,053円、これは過年度分の損益修正損でございます。

次の水の2ページのほうをお願いいたします。

資本的収入及び支出のほうでございますけれども、資本的収入の決算額でございますけれども、3億3,371万9,000円で、内訳としましては、第1項企業債1億500万円、第2項一般会計補助金2,336万8,000円、こちらの一般会計補助金につきましては、簡易水道事業に係ります企業債の元金償還金及び大川浄水場改修事業に対するもので、公営企業の繰出基準内のものでございます。第3項国庫支出金につきましては、830万7,000円、こちらは大川浄水場改修事業に係るものでございます。第4項都支出金1億9,704万4,000円、こちらにつきましては、大川浄水場の改修、配水管更新事業等に係るものでございます。

続きまして、資本的支出のほうでございますけれども、決算額につきましては4億6,749万8,957円でございます。資本的支出の内訳といたしましては、第1項建設改良費3億3,687万9,393円で、主な工事といたしましては、配水管等布設工事その1ほか、10件でございます。工事の状況でございますけれども、水の26ページのほうに記載しております。

第2項企業債償還金は1億3,061万9,564円で、31年度末の水道事業の起債残高につきましては、22億3,376万4,489円となりまして、30年度と比較いたしまして、2,561万9,564円減少しております。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億3,377万9,957円は、当年度分の消費税資本的収支調整額、当年度分の損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしております。

次に、水の3ページのほうをお願いいたします。

こちらは損益計算書でございますけれども、1の営業収益、3の営業外収益、5の特別利益を合計した収益ですけれども、4億6,249万2,645円でございます。2の営業費用、4の営業外費用、6の特別損失を合計した費用は4億4,007万8,742円となりまして、差引き2,241

万3,903円の純利益がありました。前年度の繰越利益剰余金、その他未処分利益剰余金変動額と合わせますと、31年度末の未処分利益剰余金につきましては、7,363万1,075円となっております。

次の、水の4ページのほうをお願いいたします。

下の表、剰余金処分計算書（案）でございます。当年度分の未処分利益剰余金につきましては、先ほど申し上げましたように7,363万1,075円でございますけれども、こちらのうち、31年度末純利益分、2,241万3,903円を減債積立金へ積み立ていたしまして、31年度減債積立金取崩し分と、前年度までの調整分を合わせました9,819万8,304円を資本金に繰り入れるものでございます。

水道事業会計の決算につきましては、一般会計からの赤字補填の繰入れもありまして、31年度も黒字決算となりました。しかしながら、経営状況は厳しい状況が続いております。今後も、安全で安定した水を供給するため、施設整備と維持管理に万全を期しながら事業を行ってまいりますので、よろしくをお願いいたします。

続けて、八丈町債権管理条例第14条に基づき実施した平成31年度水道事業会計の私債権放棄について報告いたします。

平成16年から31年度までの消滅時効56件、所在不明等69件、合計125件、143万1,932円の債権を放棄いたしました。こちらは7名分でございます。

続きまして、平成31年度水道事業会計資金不足比率もご報告いたします。平成31年度につきましても、資金不足についてはありませんでした。数値のほうでございますけれども、監査委員によります平成31年度の八丈町資金不足比率審査意見のほうでご確認いただければと思います。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

8番。

○8番（山下 巧君） 人口減による収入が、大分減っているわけなんですけれども、今回コロナによる水道料免除をやっておりますが、これは合計でどのぐらいのまた減額になるのかということと、あと債権放棄、今回、何件とおっしゃいましたか。前回は14件、今回は何件

になりますか、もう一度お願いします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） ただいまの質問でございますけれども、今年度、令和2年度に実施しております、水道料金の補助につきましては、こちらにつきましては、八丈町のほうで水道使用料を補助しているという形になりますので、水道事業に関しては減額とはなっておりません。

債権の放棄でございますが、125件でございます。

○議長（奥山幸子君） 金額は。

○企業課長（菊池正勝君） 債権放棄の金額につきましては、143万1,932円です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

8番。

○8番（山下 巧君） 水道料免除の、大体どれぐらいの金額になるか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 6月請求分から始めておりますが、六、七、八平均しますと、補助分については1,900万円ほどですね。ただ、それ以外につきましては、公共施設等ありますので、200万から300万分が残り別に、水道料金として計上されております。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、今のことに関連して。

水道料を払わなくていいから、いつもより節水しないで使えるという声も聞いているんですけれども、利用数というんですか、利用トンというんですか、それは増えているのか、昨年と比べて減っているのか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらは補助を開始する4月分からになりますけれども、いわゆる家庭用といわれている口径が小さい13ミリとか20ミリにつきましては、昨年度よりも使用量は増えております。こちらは細かい調査はしておりませんが、皆さんコロナの感染症におきまして、家にいる時間が多かったりとか、あとは手洗い等の回数が増えたのではないかとこのところでございますけれども、ただ、こちらのほう、家庭用につきましては、料金的には安い金額になっておりまして、ホテル等、温泉等休業した影響で、全体の使用水量につきましては減少していると。直近でまだデータについては概算値でありますけれども、

8月使用分、9月請求分ですね、こちらにつきましても昨年度並みという状況でございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） すみません。お願いなんですけれども、今の件に関わるんですけれども、水道料金がただになるからじゃんじゃん使っていこうというふうな人もいるし、逆に農業関係の方たち、特にこの夏、里芋なんか水欲しがっていたんですよ。随分枯れ始めていて、それを本当は水をまきたいけれども、あいつはただだから随分まいて、あいつのところの芋はすごく伸びがいいと、そう言われたくないから控えている人もいます、逆にね。

なので、町のアナウンスで遠慮しないでどんどん使ってくださいと言ってあげると、ちょっと遠慮している人も、案外町の人たちは正直ですよ。遠慮深くて、町がただからといってじゃんじゃん使っていいだろうという、そうでもないということなので、ちょっとお願いなんですけれどもね。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 水道につきましては、幸いこの夏の状況でも、水源自体の水には余力は十分ありました。ただ、使用時間が一気に集中しますと、一部の地域で水が出ないとか、水圧が不足するという状況がありましたので、一概に今おっしゃるように、水じゃんじゃん使ってください、私個人的には言いたいところなんですけれども、なかなかその辺のところは難しいから、集中すると水が出なくなる、その状況は職員の努力によりまして解消はできたんですけれども、そうなるおそれがあると、なかなか、私どもは蛇口をひねったら普通に出るということが、こちらのサービスとして当然のことだと思っていますので、その辺につきましては、できれば山本議員がその遠慮している人をお知りであれば、個人的にでも水は大丈夫だと言っているから使っていただくというような形で、皆さんにお知らせいただければと思います。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 課長がそう言っていますと伝えておきます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、認定第1号 平成31年度八丈町水道事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、認定第2号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） それでは、書類番号8の2枚目のほうをお願いいたします。

認定第2号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

令和2年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

決算書のほうをお願いいたします。ただいまの水道事業会計決算書の次になります。青い紙の次になります。

運の1ページのほうをお願いいたします。

平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算報告書。

まずは、収益的収入及び支出の項でございますけれども、収益的収入の決算額でございますけれども、1億4,702万8,577円でございます。内訳といたしましては、第1項営業収益6,906万3,108円、30年度と比較いたしまして、消費税抜きでございますけれども、1,700万

円ほど減収となっております。これは貸切り収入の減によるものでございます。

第2項営業外収益、こちらの決算額でございますけれども、7,710万1,829円でございます。こちらの中身の主なものにつきましては、一般会計の補助金、退職給付引当金戻入でございます。一般会計補助金でございますけれども、30年度と比較いたしまして1,000万円の増額となっております。

第3項特別利益、86万3,640円。こちらにつきましては、過年度の損益の修正でございます。

次に、収益的支出の決算額でございますけれども、1億5,130万3,943円。内訳といたしましては、第1項営業費用1億4,808万8,542円、これは職員の人件費、車両維持管理費、運行管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。

第2項営業外費用321万5,401円、こちらは企業債の利息と消費税納付額でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出でございますけれども、資本的収入につきましては、収入がありませんので、こちらに記載されておられません。

資本的支出の決算額でございますけれども、1,141万1,595円となります。内訳は、第1項企業債償還金でございます。31年度末の起債残高でございますが、1,120万9,080円で、29年度末と比較いたしまして1,141万1,595円減少しております。

次の運の3ページのほうをお願いいたします。

すみません、運の2ページに戻ります。

資本的収入が資本的支出額に不足する1,141万1,595円は、過年度分の損益勘定留保資金で補填しております。

改めて、次の運の3ページをお願いいたします。

損益計算書でございますけれども、1の営業収益、3の営業外収益、5の特別利益を合計した収益は、1億4,231万9,659円で、2の営業費用、4の営業外費用を合計した費用は、1億4,659万5,025円となりまして、差引き427万5,366円の当年度の純損失が生じております。前年度繰越欠損金を加えますと、当年度分の未処理欠損金は、708万9,877円となっております。

次の運の4ページをお願いいたします。

下の表、欠損金処理計算書の案でございますけれども、31年度の未処理欠損金につきましては、708万9,877円ですが、こちらにつきましては、未処理のまま繰越しいたします。

31年度の一般旅客自動車運送事業費でございますけれども、好調が続いておりました貸切り事業は台風や新型コロナウイルス感染症の影響によるキャンセルがございまして、減収となり赤字決算となっております。

今後の状況につきましては、まだ不透明な部分もありますけれども、営業活動を強化し引き続き安全・安心な輸送サービスを提供していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、平成31年度一般旅客自動車運送事業会計資金不足比率を報告いたします。

平成31年度につきましても、資金不足はありませんでした。数値のほうにつきましては、31年度の八丈町資金不足比率審査意見についてで、ご確認ください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、お受けいたします。

3番。

○3番（山下則子君） すみません。運の14なんですけれども、概況のところ、「乗合は9月から末吉→旧町役場間の最終バスの運行を開始しました」とあるんですけれども、末吉からどれぐらいの人数が乗っているんでしょうか、教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 9月から運行を始めましたが、こちらの乗車人数については3日に1名乗るとい程度でございます。

（「ん」「3日で1名乗る」「3日で1名」の声あり）

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） すみません、末吉の人数として補完を。

コロナになってから本当に減ったと思うんですが、昨年始まって10月、11月ぐらいに3回乗ってみたんですね。そのときは私1人ということではなく、中之郷から観光客が乗ったりとか、学生さんが乗ったりとか、1バスで二、三人は乗っていたので、需要はあるんだけど、今のところちょっとうまくいっていないかなみたいな感じだと思うんですね。ぜひ、これに懲りてやめますとやめまさないで、継続していただきたいと思っております。私が乗ったときは1バスで二、三人はいました。それぐらいは乗りました。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 先ほどの回答方法がちょっと分かりにくくて、それともやめるように聞こえたなら、申し訳ありません。こちらは運行をやめるつもりは全くありませんので、最大で乗った方が8名乗車した日もありますので、決してすぐに廃止という形にはならないというふうに考えてもらって結構でございます。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

4番。

○4番（山本忠志君） これは決算会計とは別な話なんですけれども、コロナの影響で予約がキャンセルになったりして、企業課のほうのスタッフがちょっと時間を持て余したのか、あるいは社会貢献ということなのか、いろいろ、鎌を持って草刈り作業に、バスガイドの方も交えながらね。そういうことをやっているよといううわさで聞いたんですけれども、それは観光促進の一環として、使命感に燃えてそういうことだったのか、ちょっと課長に真意を伺いたいと。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） おっしゃるように、いろんなところで草刈り等を行わせていただいております。こちらにつきましては、こちらのほうが観光でいろいろ訪れるところを整備したいという職員の気持ちがあるというところと、産業観光課と相談いたしましていろんなところをやっております。

その草取り以外にも、車両の整備とか、そういうことも行っておりまして、来るべき貸切りが入るときに、待機しているという状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 本当に頭が下がりますよ。多分、課長が強制的に命令してやらせているのかなとかね。あるいは、ほかの人たちの自発的な動きなのかというのは分かりませんが、ぜひ町のかがみとして、僕は町長さんから少し色をつけて、よく頑張ったということの評価していただきたいと。

それからもう一つは、やっぱりすごい最近暑いですね。こういう炎天下での作業で、事故とか熱中症とか、それも心配しているところなので、そこもちょっと注意してやってもらいたいと思うんですけれども、ちゃんとやっていますか、その辺は。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） この作業につきましては、職員から自発的なものでやっているということでご理解いただきたい。私のほうにはもちろん、こういうことをやりますけれどもいいですかというのを、私はオーケーを出しておりますので、そこについては問題ないと思っておりますけれども。

また、熱中症につきましては、こちら職員のほうも十分考えておまして、外の作業につきましてはマスクをしないことも許可しております。あと水分の補給もですね。その辺につきましては、ふだんから乗務員等の管理につきましては、いろいろ徹底しております癖がついておりますので、その辺については問題なくできているというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） ちょっと決算には関係ないんですけども、バスパの電子版というか、それが8月4日からですか、始まったと思うんですけども。この夏休み、結構利用があったんでしょうか。

それで、企業課長がちょうどそのバスパを使って、実証実験じゃないですけども、当日バスに乗られるところを見かけちゃったんですけども、乗り心地はどうだったんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 8月のモバイルチケットの売上げでございますけれども、8月ですね、バスパ自体は320ほど売れております。去年に比べると100枚以上減となっておりますけれども、そのうちの50枚がモバイルチケット、4分の1いかないぐらいというところかもしれないですね。紙のほうは270のバスパが50というところでございます。

私が乗ったのは、乗務員にこのチケットがこういうものだよというのを、デモンストレーションではやっておりましたけれども、4日は発売日だったものですから、その実物を確認させるために乗ったというところでございます、その辺は問題なくできておまして、温泉、バスともモバイルチケットにつきましては、特に大きなトラブルはないというふうに聞いております。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） 安心いたしました。大きな混乱もなくとおっしゃったので、多分運転手さんには若年からベテランまでたくさんいらっしゃるの、そういうモバイル面でちゃんと操作ができるのかなと思っていたんですけども。じゃ、スムーズに今のところは運行されているということなんですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 原則的に、こちらはスマートフォンの画面を見て確認をするというのが主なこととなりますので、その辺については問題ないと。

ただ、1件、お客様からチケットの出し方が分からないというお客様がバスに乗るときにあったんですけども、その辺については若い乗務員でしたので、問題なく対応できたというのを聞いております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 意見書の23ページに結びがあります。この中で貸切り事業においては、いろんなところと幅広く連携して誘致策を検討されたいというところが、先ほども課長が営業を強化していくという話だったと思います。

今までのバスの誘致活動というのは、やはりいろんなところに赴いて、旅行会社さんに会ったり、地方のところに行っているいろいろ直接的な営業をしていたと思うんですね。これから、そういうのはちょっと難しくなるのかなとも思いますが、この誘致策の強化、もちろんバス事業の補償、補助をあげるとか、そういうのもありますけれども、どういうふうに今後の誘致策を、決算とは直接関係ないですけども、今後の見通しとかありましたら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） 今後の誘致ということでございますけれども、実際のところ、昨年度、東京都の港湾局離島港湾部のほうと、共同で離島港湾部のほうは空港のチャーター便を増やしたいということがあって、こちらのほうを受け入れますと。産業観光課も一緒になったんですけども、その辺で、地方空港とかに勧誘に行って、昨年、福島と新潟のほうに勧誘に行って、FDAを増便とか、FDAのほうとも話はしていたんですけども。

それで、今年についてもFDA、4月から5月、10月から11月ですね、大変いつもより多い便を予定していたんですけども、コロナの影響で少なくなっているということがございまして、実現はまだ、10、11も微妙なところですので何とも言えませんけれども、そういう取組を始めたばかりのところを、ちょっと出鼻をくじかれたという状況でございますけれども。

バスにつきましては、個人で借りていただけるというお客様もいないことはないんですけども、ほとんどが旅行会社でございます。

こちらといたしましては、旅行会社の集客をサポートできるようなことをいろいろ、こういうことがあるよとか、パンフレットの写真をこういう提供するよとか、そういうところをやって、あとは、集客は旅行会社のほうに任せているという状況でございます。

その辺のところは旅行会社経由になりますけれども、そのような形で誘致は続けていくことと、あとは東京都の離島港湾部と共同の空港利用を上げるということですね。地方空港利用の活性化ということ併せて、こちらは誘致活動を続けたいと思います。

ただ、最終的にはお客様、旅行者の人がバスに乗って旅行する気になるかというのが、こちらがまだ読めないというところがございますので、その辺はまだ不透明ではございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 好調だったバス事業がここに来て非常に苦戦しているというのは、観光事業者としても少しがっかりしているけれども、海外旅行へほとんどの方が行けなくなった今、そういうところでも攻めの姿勢というか、この間、ほかの産業を犠牲にしてまで観光をやるのかという議員の意見もあったけれども、今のところ様子を見ながらポジティブにいくのがいいのかなと私は思っています。今の方向でいいのかなと思っているので、ぜひ頑張ってくださいなと思います。よろしくをお願いします。

ただ、団体集客については当分、厳しいが続くと思うので、個人のお客さんをどうバスに流すかというのは一つの大事なことかなと思っています。

それで、ちょっと別な質問なんですけれども、資料のほうの9ページで、31年度の未収金というのがあるんですけども、この未収金はどんな内容ですか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） こちらにつきましては、旅行会社からの、公営企業につきましては3月31日で一回決算を締めますので、3月分について入金が遅くなっているというだけでございまして、今は全額収入しております。こちらは旅行会社のバス使用料のことでございます。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） ちなみに、参考までに、これは何件ぐらいですか、旅行会社の。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池正勝君） すみません。件数につきましては、はっきりは申し上げられませんけれども、運の17ページに貸切り事業の月別の業務量というのが載っております。そこで、2月分も入っていますね。こちらの、令和2年分ですか、その辺が入っていないというか、

遅れているということでございます。

こちらにつきましては、何件も同じような旅行会社が来ているということで、まとめて精算という形を取っている影響もあるかもしれませんので、よろしくお願ひします。

(「分かりました、ありがとうございます」の声あり)

○議長(奥山幸子君) いいですか。

ほかに。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長(奥山幸子君) 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、日程第6、認定第2号 平成31年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

○議長(奥山幸子君) 先ほどの件ですけれども、建設課長から報告があります。

建設課長。

○建設課長(瀬筒国治君) 先ほどの集会所に関してのご質問ですが、ちょっと明確な回答ができなかったことをお詫びいたします。

この建物につきましては、公営住宅法に基づいて50戸以上の住宅を建てる場合に建てて構わないというか、建てなきゃいけないものじゃないんですけれども、50戸以上の団地の場合に建てていい建物ということで、補助をいただいて建てたものでございます。平成6年度の事業で集会所が建っております。

その後、セミナーですとか、住宅の総会ですとか、建てた当時は頻繁に使っていたみたいですが、現在入居者数の減少にも関わっているのかもしれませんが、年間使っているのは、この集会所で行われているのは総会のと時のみということになっております。つまり年1回から2回の使用頻度と。

町としては、建物としてもそれなりに立派な建物ですし、このまま放置しておくとも悪くなるだけですので、しっかり使えるような形で長寿命化を図っていききたいということで、今回改修工事を行います。

この集会所については、団地専用の集会所ということで、管理を団地の管理人の方にお任せしておりますが、時々、団地以外の方から使っていいですかという問合せがあるそうです。この辺は、団地以外の方に使わせるかどうかについては、使っちゃいけないという決まりはありませんので、今後管理人さんと話し合いながら有効活用に努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 実は私、使ったことあるんですよ、ここの集会所。もう、相当前なんですけれども。ここに住んでいる人と一緒に、イベントをやるんでちょっと使わせてもらって。

そういうふうに、島内で集会所があることを知っている人もあまり多くはないと思うし、せっかく建てたんだったら、年1回の総会だけじゃあまりにももったいないし、それはやっぱり、課長おっしゃったように有効活用する方法、結構、集まる場所を探している人とかっていると思うんですね。だから、そういうところがあるよという情報発信して、どのぐらい使われるか、今後楽しみにしていますので、ぜひよろしくをお願いします。

答弁は、結構です。

○議長（奥山幸子君） ここで、休憩を取りたいと思います。

10時半から再開いたします。よろしく願いいたします。

(午前10時07分)

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前10時30分)

---

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第7、認定第3号 平成31年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) それでは、書類番号8の3枚目をお願いします。

認定第3号 平成31年度八丈町病院事業会計決算認定について。

令和2年9月4日、提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、平成31年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

それでは病院事業会計の決算報告、決算書のほうをお願いします。バスの決算書の次の黄色い紙の次になります。

1ページのほうをお願いいたします。平成31年度八丈町病院事業会計決算報告書。

収益的収入及び支出でございます。

まずは、収益的収入の決算額でございますけれども、決算額については12億9,732万5,033円でございます。内訳といたしましては、第1項医業収益7億2,006万1,903円で、30年度と比較いたしまして、消費税抜きで2,400万円ほど増収になっています。これは、30年度は施設基準を満たせなかったことにより入院収益が減額されていましたが、31年度は基準を満たすことができたことによるものでございます。

第2項医業外収益につきましては5億3,559万4,752円で、主なものは、東京都補助金、一般会計補助金、退職給付引当金戻入益、長期前受金戻入、資本費繰入収益、休日夜間診療業務受託費等でございます。

第3項特別利益4,166万8,378円でございます。こちらは過年度の損益修正益でございます。こちらにつきましては、30年度の入院収益が、実際は減額されなかった分でございます。

続きまして、資本的支出のほうでございます。決算額につきましては13億3,516万4,712円でございます。

内訳ですが、第1項医業費用13億692万3,878円。これは医師、職員の人件費、診療材料薬品費、施設の維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。

第2項医業外費用2,819万3,250円。これは企業債の利息、退職給与金償却、消費税納付額でございます。

第3項特別損失は4万7,584円となります。

次のページをお願いいたします。

資本的収入及び支出でございます。

まずは、収入でございますけれども、決算額1億4,303万6,000円。

内訳といたしましては、第1項の企業債が3,080万円、第2項の一般会計負担金7,182万3,000円、第3項都支出金4,041万3,000円でございます。

資本的支出のほうでございますけれども、決算額は2億742万7,156円。

内訳といたしましては、第1項建設改良費5,205万5,153円でございます。病院改修事業、医療機器の購入費、こちらは病院改修事業と医療機器の購入費でございます。第2項ですが、企業債償還金で1億5,537万2,003円で、31年度末の病院事業の起債残高でございますけれども、12億2,070万9,533円でございます。30年度末と比較いたしまして、1億2,457万2,003円減額となっております。

資本的収入が資本的支出額に対して不足する額6,439万1,156円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分の損益勘定留保資金で補填いたしております。

次のページ、病の3ページになります。

損益計算書でございますけれども、1の医業収益、3の医業外収益、5の特別利益を合計した収益は12億9,344万4,367円で、2の医業費用、4の医業外費用、6の特別損失を合計した費用は13億3,600万5,769円となり、差引き4,256万1,402円の当年度の純損失が生じております。

前年度繰越欠損金8,798万7,314円を加えますと、31年度末未処理決損金は1億3,054万8,716円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表、欠損金処理計算書の案でございますけれども、31年度末の未処理欠損金1億3,054万8,716円は未処理のまま繰越いたします。

病院事業につきましては、31年度も赤字決算となり厳しい経営状況は引き続き続いておりますけれども、今後も地域医療の維持に努めてまいりますので、よろしくをお願いいたします。

続けて、八丈町債権管理条例の第14条に基づき実施した平成31年度病院事業会計の私債権放棄についてご報告をいたします。

消滅時効によりまして、平成28年度分9万7,130円の債権を放棄しております。

続きまして、平成31年度病院事業会計の資金不足比率を報告いたします。

平成31年度につきましても、資金不足についてはありませんでした。

数値のほうは、監査委員によります平成31年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） ページ数でいうと、病の18ページになりますけれども、概況のところに、総括事項の中で内視鏡等の医療機器の整備ということが掲載されているんですが、実際これは胃カメラと大腸カメラになるんじゃないかと思うんですけれども、実際の稼働状況といたしますか、受診者は増えているのかどうかということをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 病院事務長。

○病院事務長（高橋太志君） 内視鏡は、昨年度は内科の先生が島外から来ていただいていたのでそれで増えています。ただ、今年に関しましては、コロナの影響で臨時診療が減っているというか、実際には今までですと1便で来て、その日の最終で帰るとか、そういった手段ができたんですけれども、今年においてはそれが、最終便がないというところが、非常に病院にとっては痛手になっておりまして、それでスケジュールの調整をしているような形で、実際にはその分で減っているということになります。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） やむを得ない事情もあろうかと思うんですけれども、環境がそうやって整いつつというのは、僕はいいことじゃないかなと思うんですけれども、言わば人的リソースといたしますか、マンパワーといたしますか、そういうせっかく道具があるのに、島の今いる内科のお医者さんでは、それは使う状況にはないわけですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（高橋太志君） そうですね、今の内科医師では対応できないというか、今の内科医師は、実際には常駐医が1人と、院長になりますけれども。あと日医大のほうから派遣で来ていただいております。それが2名がおりますけれども、そのほかに今1名、内科院長が、院長業務と兼務で院内のそういった診察をしているというところで、非常に業務負荷が

かかっているところで、1名募集をかけているところですけども、話は進んでいるんですけども、まだ採用には至っていないような状況で、普通の本来の業務を回していくので今、手一杯というところです。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） できれば、なかなか全部が全部整うというのは難しいと思うんですけども、島で内視鏡の検査ができるだけでも、僕はありがたいことだなと思うので、ぜひせっかく入れた機材ですから、しっかり使えるようにお願いしたいと思います。

それから続けていいですか。

○議長（奥山幸子君） はい。

○4番（山本忠志君） この4月から小児科のお医者さんが新しく変わったと思うんですけども、その利用状況というのか、受診状況というのか、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（高橋太志君） 小児科はおかげさまで確かに4月から小児科に来ていただいて、診療をしているところなんですけれども、実際にはこのコロナの影響で、小児科におきましては、毎月約200人以上、月では減っているような形で、外来が。

これは小児科とか、内科、それと先ほど管理者が述べたりハビリ、その3科は非常に減っております。それは、やはり病院に来るとコロナになってしまうんじゃないか、感染してしまうんじゃないかというところで、自分でちょっとした風邪かなというレベルになると、来院を控えているというような状況があると思います。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 分かりました。コロナのせいで全てがたがたしちゃってるというのは、でもまあ順調に稼働が、先生が就いたのは一歩前進じゃないかなと思います。

これで最後にしたいんですが、小児科のお医者さん、今までおられた小児科のお医者さんなんですけれども、新しく入られて、元のお医者さんへの今までかかっていた経費というのは、どのようになったのか。ちょっと個人情報的になるかもしれないんですけども、ちょっと明らかにしておきたいと思うんですけども。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（高橋太志君） これまでいたというのか、今の小児科の前に診療していた小児科の先生は、まだ町の職員として在籍しておりますので、これまでと雇用条件は変わっていないというところです。

(山本議員「はい、ありがとうございました」の声あり)

○議長(奥山幸子君) いいですか。

10番。

○10番(金川孝幸君) 病の12ページお願いします。

目の経費なんですけれども、手数料の中に病院スタッフのあっせん手数料というのも含まれていると思うんですけれども、このあっせん手数料の額が分かれば教えてください。

○議長(奥山幸子君) 病院事務長。

○病院事務長(高橋太志君) あっせん手数料の内容ですか。

(金川議員「額、額です」の声あり)

(病院事務長「それは、どの部分でしょうか、あっせん手数料はどれがあっせんでしょうか」の声あり)

(金川議員「医療スタッフのあっせん手数料」の声あり)

○議長(奥山幸子君) 事務長。

○病院事務長(高橋太志君) 例えば看護師とか、こちらのほうで業者を介して、それで採用したりとか、派遣とかになりますと、まずそういったあっせん手数料というのが発生しますけれども、大体年収の20%から30%ぐらいになります。

○議長(奥山幸子君) 10番。

○10番(金川孝幸君) その年間の総額って幾らになるか分かりますか。

○議長(奥山幸子君) 企業課長。

○企業課長(菊池正勝君) 決算書の病の24ページのほうですね。こちらの1行目と2行目ですね。労働者派遣基本契約というのと、職業紹介基本契約というのがございますけれども、この2件を足した金額、820万円ぐらいですかね。これが決算額というふうになるかと思えます。

○議長(奥山幸子君) よろしいですか。

(金川議員「はい」の声あり)

○議長(奥山幸子君) ほかに。

9番。

○9番(岩崎由美君) 病の18ですね。先ほど山本先生が指摘された、その下なんですけれども、リハビリ室の改修が「緑化計画に関する内容から工事が進まず」と書いてあるんですが、これは議会で報告があったかもしれないけれども、その緑化計画というのは、どうしてそう

進まないような状況なんですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（高橋太志君） これは建築確認申請を出していたんですけれども、そちらの建築確認申請が下りていないというところで、その建築確認申請待ちというところなんです。今回、その確認申請が許可が下りましたので、今まずリハビリ室の拡張のほうは工事を進めているところなんです。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 先ほどの4番の山本先生の質問に関連なんですけれども。

私、去年の8月から胃が痛くて胃薬飲んでいるんですけれども、内視鏡を町立で受けたんですね。やっぱりコロナの影響で、先生が来られないのでと予約が延び延びになったんですけれども、最終的には派遣されて来られている先生が、消化器系のことができる先生が来られたときにやってもらって、島の内科の先生に診て内視鏡やっていただいて、内科の検診を受けて、薬をいただいて、今、落ち着いていますので、町立のほうでも何かうまくやっていて、全く内勤の先生でやっていないということではないみたいなので。

最初に言われたのが3か月待ちですと。お腹痛いんですといったときに、内視鏡3か月待ちですと言われて、お急ぎでしたら東京に行ったほうがいいですよと言われたんで、大変、稼働率は高いと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 答弁求めますか。

（沖山議員「ないです」の声あり）

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですね。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第7、認定第3号 平成31年度八丈町病院事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎発議第1号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第8、発議第1号 八丈町消防委員会委員の選任を行います。

八丈町消防委員会委員の選任については、八丈町消防委員会条例第5条及び第6条の規定により議決を求めるものです。お手元に配付いたしましたとおり、指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それでは、消防委員会委員の氏名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（和田一宏君） 消防委員会委員につきましては、2番、浅沼隆章議員、4番、山本忠志議員、5番、沖山恵子議員、11番、廣江 才議員、13番、浅沼憲春議員となりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、発議第1号 八丈町消防委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

---

◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第9、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を上程いたします。

提出者、13番、浅沼憲春さん、ご登壇願います。

（13番 浅沼憲春君 登壇）

○13番（浅沼憲春君） 発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出する。

令和2年9月4日、提出者、八丈町議会議員、浅沼憲春。

賛成者、八丈町議会議員、宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同沖山恵子、同菊池 良、同小川 一、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同廣江 才、同小澤一美。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

標記の件に関して、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものである。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避け難くなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政はかつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めること。償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象になる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊

急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年9月7日、八丈町議会議長、奥山幸子。

衆議院議長殿。

参議院議長殿。

内閣総理大臣殿。

財務大臣殿。

総務大臣殿。

厚生労働大臣殿。

経済産業大臣殿。

内閣官房長官殿。

経済再生担当大臣殿。

まち・ひと・しごと創生担当大臣殿。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者で全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第9、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書は、原案どおり可決いたしました。

---

◎常任委員会委員の選任について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第10、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり、指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それでは、常任委員会委員の氏名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（和田一宏君） 常任委員会委員につきましては、総務文教委員会 1 番、宮崎陽子議員、2 番、浅沼隆章議員、4 番、山本忠志議員、5 番、沖山恵子議員、9 番、岩崎由美議員、12番、小澤一美議員、13番、浅沼憲春議員。経済企業委員会につきましては 3 番、山下則子議員、6 番、菊池 良議員、7 番、小川 一議員、8 番、山下 巧議員、10番、金川孝幸議員、11番、廣江 才議員、14番、奥山幸子議員となっております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第10、常任委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

---

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第5条の規定により、お手元に配付いたしました名簿のとおり、指名をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） それでは、議会運営委員会委員の氏名を議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（和田一宏君） 議会運営委員会委員につきましては、1 番、宮崎陽子議員、2 番、浅沼隆章議員、4 番、山本忠志議員、6 番、菊池 良議員、9 番、岩崎由美議員、11 番、廣江 才議員、13番、浅沼憲春議員でございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、議会運営委員会委員の選任については、以上のとおり決定いたしました。

---

◎総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、総務文教委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、総務文教委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものとしたと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、総務文教委員会の閉会中の特定事

件の調査活動については、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第13、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、経済企業委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第13、経済企業委員会の閉会中の特定事件の調査活動については、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第14、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといいたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第14、議会運営委員会の特定事件の調査活動は、閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、令和2年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午前11時04分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年9月7日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 宮 崎 陽 子

署 名 議 員 淺 沼 隆 章